

西条市さとふる返礼品出品申請書作成要領

1 西条市さとふる返礼品（以下「返礼品」という）登録申請について

返礼品登録申請書及び返礼品登録用紙は以下の事項を参考に作成してください。

- (1) 返礼品は、原則として西条市内で生産・加工されたものなど地元の特産品や西条市内で提供されるサービス

（西条市内の企業等で作られたこだわりの商品、西条市の歴史を感じられる商品等）で、西条市の返礼品としてふさわしい商品・サービス、または本市のPRにつながる商品・サービスであること。

- (2) 返礼品（商品）の価格には、卸値商品代、梱包代、消費税等を含んだ金額を設定すること。

※消費税等は10%を考慮ください。ただし、軽減税率対象の商品については、8%を考慮ください。

- (3) 商品については、現在、ふるさと納税ポータルサイト「さとふる」において返礼品として取り扱いを行っている既存の返礼品と重複しないようにしてください。参考に、西条市の返礼品が掲載されている株式会社さとふるの「さとふる」内の西条市のページをご確認ください。

※単体で重複していても、他の物と組み合わせることにより、同じものにならない場合は可とします。

- (4) 返礼品の発送については、四季の果物等の場合、複数回に分けた発送商品企画も可能です。

※通常の発送は、ふるさと納税寄附者データが送信された後、随時発送です。

※返礼品の伝票準備等は原則として株式会社さとふるが運送業者に手配を依頼しますが、発送は事業者の責任においてお願いします。

2 協力事業者登録について

- (1) 応募の要件

西条市ふるさと納税協力事業者募集要項で定める応募の要件の他に、以下の要件が追加されます。

ア ネット環境があり、パソコン操作が可能なこと。本市さとふるにおける返礼品の登録や管理などを事業者様自身で行っていただく必要があるため。

イ メールにて連絡が取れること。本市のさとふるにおける返礼品の発送等の手続きは、メールにて行うため。

(2) 提出書類等について

以下の書類の提出をお願いします。

ア 西条市ふるさと納税 事業者登録申請書

イ 西条市さとふる返礼品出品申請書

ウ 特産品の説明などパンフレットがある場合、そのパンフレット

エ 初めて申込みする場合は、事業者の概要が分かる資料（企業 HP 等ある場合はその印刷物でも可）

オ その他必要と認められる書類

(3) 契約について

契約は、西条市ふるさと納税事業者登録申請書をもって本市と締結します。

(4) 返礼品代金の支払いについて

返礼品代金については、(株)さとふるから支払われます。

3 提出先及び問合せ先

〒793-8601 愛媛県西条市明屋敷 164 番地

西条市産業部 産業振興課産業総務係

TEL 0897-56-5151 FAX 0897-52-1200

E-mail: furusato@saijo-city.jp